

京丹波町中央公民館自家用電気工作物保安管理業務仕様書

自家用電気工作物設置事業所等

業務場所	京丹波町中央公民館
所在地	京都府船井郡京丹波町蒲生野口 38 番地
設備容量等	80KVA 6, 600V 非常用発電機設備 12kW / 220V

京丹波町中央公民館の設置する自家用電気工作物の保安管理に関する業務

1 保安監理業務を実施する者の資格等

- (1) 電気工作物の保安監理業務を実施する者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 電気工作物の保安監理業務を実施する者が定まった場合若しくは変更があった場合は、事業所への連絡と共に書面をもって通知するものとする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、必要であるときは提示するものとする。

2 保安業務

保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行う。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検（週 1 回以上）及び試験（定期点検の種類及び回数は別表による。）
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検測定及び試験。
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検。
- (4) 低圧電路の絶縁状態の常時監視するため、常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行う。
- (5) 電気使用量の状態を正確に把握し、施設の良好な維持管理を行うため、デマンド監視装置により、常時監視するものとし、監視データを定期的に報告するものとする。
- (6) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年 1 回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施するものとし、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
- (7) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子等その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施するものとするが、設備の状況によっては、運転を停止して点検するものとする。

- (8) 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績、その他の理由により実施しないことができる。
- (9) 点検・測定試験のための時間は、別表の各項目についての点検・測定試験を実施し、かつ、その結果とるべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- (10) 電気使用場所の設備について、公民館の業務上の都合その他の理由により、その場所に立入りできない場合の外観点検は、点検方法の指導を受けて実施し、その結果を遅滞なく通知するものとする。
- (11) 上記のほかに、法令に定める検査の立会い等電気保安に関する業務を必要のつど行うものとする。

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ	
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
		継電器との連動動作試験		△	○	
		絶縁油試験			△	
		内部点検			△	
	母線・断路器 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
		絶縁油試験		△	△	
		内部点検		△	△	
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
		保護継電器の動作特性試験			○	
		計器校正・シーケンス試験			△	
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○	○	
		充電装置機能点検		○	○	
		各電池の比重・液温・電圧測定		△	△	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		△	○	
	電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○
			絶縁抵抗測定		△	○
接地抵抗測定				△	○	
絶縁状態監視			絶縁監視装置による			
非常用予備発電装置	原動機関係・発電機関係 蓄電池・その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○	
		始動試験	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		△	○	
		接地抵抗測定		△	○	
		電気関係保護継電器の動作特性試験			○	